（様式第１号）

大阪府災害派遣福祉チームの派遣に関する協定

大阪府（以下「甲」という。）及び●●（以下「乙」という。）は、大阪府災害派遣福祉チーム設置運営要綱（以下「要綱」という。）第２条の規定に基づき、災害発生時の大阪府災害派遣福祉チーム（以下「大阪DWAT」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、局地的であって、一定期間、避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、指定避難所のうち、一般的な避難所等（以下「一般避難所等」という。）に避難する高齢者や障がい者、子どものほか、傷病者等といった地域における災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、その避難生活中における生活機能の低下等の防止を図りつつ、一日でも早く安定的な日常生活へと移行できるよう、必要な支援を行うため、一般避難所等で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う大阪DWATを組成するとともに、一般避難所等へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として締結する。

（活動内容）

第２条　大阪DWATの活動は、要綱第７条各号に定める通りとする。

（大阪DWATに係るチーム員の登録）

第３条　乙は、自らの団体に加入する施設又は個人加入者（以下「協力施設等」という。）のうち、大阪DWATへの協力が可能なものについて、要綱第２条第２項に定める大阪DWAT協力施設届出書（様式第２号）を甲に提出する。

２　甲は、前項で提出のあった協力施設の長が推薦する者で、所定の研修を修了したものを、大阪DWATのチーム員として登録する。

（費用負担）

第４条　大阪DWATの運営及び活動等に関する費用負担については、要綱第10条に定めるもののほか、第１条の趣旨を踏まえ、甲、乙及び協力施設等の３者が協議の上、決定する。

（情報の交換、研修及び訓練）

第５条　甲及び乙は、災害時等において大阪DWATが円滑に活動できるよう、平時から情報の交換を行うとともに、チーム員の養成研修及び訓練を実施する。

２　研修及び訓練の内容については、大阪府災害福祉支援ネットワークで協議の上、決定する。

（秘密保持及び専門性の尊重）

第６条　甲、乙及び乙の所属会員は、この協定の実施にあたり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定の実施にあたり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

２　大阪DWATに参加する各チーム員は、それぞれの持つ職域の専門性、職業倫理及び勤務形態等を踏まえ、相互の活動を尊重しなければならない。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書●通を作成し、甲及び乙それぞれが記名押印のうえ、各１通を保有するとともに、乙は所属会員に対し、協定内容について周知するものとする。

　平成●年●月●日

　　甲

　　　大阪府大阪市中央区大手前２

　　　大阪府知事

　　乙